令和９年度

飯豊町会計年度任用職員登録者名簿

登 録 案 内

令和９年度 飯豊町会計年度任用職員登録者名簿 登録案内

令和９年度に飯豊町で会計年度任用職員として勤務を希望される方は、事前に登録が必要です。

【会計年度任用職員とは】

「会計年度任用職員」とは、１会計年度内（４月１日から翌年３月３１日までの間）を任期として任用される非常勤の地方公務員です。会計年度任用職員へは、報酬や通勤費（費用弁償）等のほか、勤務日数や勤務時間など一定の条件を満たした場合は、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が支給されます。

【登録申込みについて】

登録申込みをすると、飯豊町会計年度任用職員登録者名簿に登載されます。町では、任用の必要が生じた場合に、登録者の中から諸条件を勘案し、書類審査および面接審査により選考します。名簿に登録されたすべての方が任用されるものではありません。

申込受付期間	**令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月４日（金）まで** ※郵送の場合は、１２月４日（金）必着とします。 ※受付時間は、月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時までです（土日祝日を除く）。

１ 募集職種・職務内容

募集する職とその内容は、別表をご覧ください。

２．申し込み方法

⑴ 登録申込書の入手

「令和９年度　会計年度任用職員登録申込書」は、総務課または各地区まちづくりセンターで交付を受けるか、町ホームページからダウンロードしてください。

⑵ 登録申込書等の提出

登録申込書に必要事項を記入し、持参または郵送にて飯豊町役場総務課に提出してください。なお、希望職種が免許・資格を要する職種の場合には、免許証や資格証明書等の写しを必ず添付してください。

⑶ 留意事項

・特に記載のない限り年齢制限はありません。
・受付後の申込書は返却できません。

３．選考方法

書類選考および面接で選考します。
※書類選考および面接の結果は、選考後に文書でお知らせいたします。

４．任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日

５．勤務条件

⑴　報酬　※別表

報酬額は、職種ごとに基礎号給での額を記載しています。経験年数や所持する資格によって号給が上がる場合があります。

⑵　費用弁償

次の場合ごとに、毎月通勤にかかる費用として支給します。

・ 自動車等を使用して片道２㎞ 以上通勤する場合は、通勤距離に応じた額（１日当たり 119 円から 1,771 円）の通勤日数分
・ 公共交通機関を使用して通勤する場合は、１か月の運賃等（定期券等）の額と、１日の通勤に係る往復の運賃等の額に通勤日数を乗じて得た額を比較したときの低い額

⑶　勤務時間（日数）および休日など

・ 勤務時間は、１日７時間３０分以内のパートタイムになります。
・ 就業場所や業務内容により、１日や１週間当たりの勤務時間（日数）が変更したり、夜勤や交替勤務など変則勤務となったりする場合があります。詳しくは面接時に説明します。勤務時間や勤務日数に希望がある場合は、申込書裏面に記入してください。
・ 休日は、土曜日、日曜日、年末年始および祝日です。ただし、就業場所や交代勤務などにより、休日が異なる場合があります。
・ 職種により、時間外勤務を命じる場合があります。
・ 任用期間および週当たりの勤務日数に応じて、年次有給休暇、特別休暇が付与されます。

⑷　各種手当

・ 期末手当・勤勉手当
基準日（毎年６月１日、１２月１日）に任用されており、任用期間が６か月以上の者（１週間の勤務時間が２０時間未満の者を除く。）に支給します。
・ 時間外勤務、夜間勤務
正規の勤務時間を超えて勤務した場合、夜間勤務に従事した場合は手当分を支給します。

⑸　保険の加入など

一定の勤務日数・勤務時間または任用期間に応じ市町村職員共済組合（健康保険部分）、厚生年金保険、雇用保険等に加入します。

【加入要件】

種類	勤務時間	月収	任用期間
市町村職員共済組合	週２０時間以上	―	２か月以上
厚生年金保険			
雇用保険	週２０時間以上	―	３１日以上

⑹　服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

⑺　条件付採用

採用から１か月は、条件付採用期間（能力を実地で実証するための期間）です。良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。なお、再度の任用の場合においても、新たな職に改めて任用されるものであることから、条件付採用期間を省略することはできません。

６．その他

- 令和９年４月１日からの任用とならなかった場合でも、職員に欠員が生じ、会計年度任用職員の任用が必要となった場合等は、あらかじめ「令和９年度 会計年度任用職員登録者名簿」に登録されている方の中から選考を実施することがあります。
- 会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、広報いいでおよびハローワーク等により直接募集することもあります。
- 名簿登録の有効期限は登録の日から令和１０年３月３１日までです。令和８年１１月２日から１２月４日までの一斉登録受付期間後にも、名簿登録受付は随時行っています。

【問合せ先】
〒999－0696
山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地
TEL:0238－87－0520(直通)
飯豊町総務課総務財政室(役場2階)